

(指定短期入所事業)

浦安愛光園ショートステイ

利用契約書

当施設は千葉県の指定を受けています
(第1211900533号)

浦安愛光園ショートステイ（指定短期入所事業：空床利用型）

利用契約書

契約者（以下「契約者」という）と社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下「事業者」という）は、利用者が浦安愛光園（以下「事業所」という）の提供する障害福祉サービス（短期入所）を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し第5条および第6条に定める障害福祉サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する障害福祉サービスの内容は、別紙『個別支援計画』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から「短期入所」の支給決定の有効期間である 年 月 日までとします。ただし、契約満了日以前に、契約者が障害支援区分の有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の障害支援区分期間の満了日をもって、契約の満了日とします。
- 2 契約満了の7日前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の障害支援区分期間の満了日までとします。
この更新後における契約期間中に契約者の障害支援区分の変更があった場合の契約期間は、第1項ただし書きと同様の取り扱いとします。

第3条（契約期間と利用期間）

- 1 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所サービスを実施する期間をいいます。

第4条（個別の障害福祉サービスに係る支援計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者にかかわるサービス等利用計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別のサービスに係る短期入所計画（以下「個別支援計画」という）を作成するものとします。
- 2 事業者は、個別支援計画について、契約者およびその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、個別支援計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条（介護給付対象サービス）

- 1 事業者は、障害福祉サービスにおける介護給付対象サービスとして、事業所において契約者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話および機能訓練を提供するものとします。

第6条（介護給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、契約者との合意に基づき、介護給付の支給限度額を超える指定障害福祉サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他事業者は、契約者との合意によって、介護給付対象外のサービスとして、指定障害福祉サービスにおいて通常必要となるものに係るサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項および第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても説明するものとします。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物および付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第二章 サービス利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、障害支援区分等に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービスの利用料金から介護給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 2 第6条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は指定居宅サービスにおいて、利用期間中の食事代及び水光熱費と日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、指定居宅サービスにおいて、前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 事業所が介護給付費の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、契約者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

第9条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、サービス利用期間開始前において、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用期間開始日または利用期日の前々日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日または利用期日の前々日までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室（短期入所）により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第3条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務および第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に清算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うものとします。

第10条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、障害福祉サービスの介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項および第3項に定めるサービス利用料金については、社会情勢等やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の原則1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務

第11条（事業者およびサービス従業者の義務）

- 1 事業者およびサービス従業者は、指定居宅サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態から必要な場合には、事業所の医師または看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの確認の上で指定居宅サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者およびサービス従業者は、契約者および他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する障害福祉サービスの提供について記録を作成し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。ただし、契約者は、重要事項説明書記載のコピー代を複写費用として支払います。
- 6 事業者は、指定居宅サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

- 1 事業者およびサービス従業者または従業員は、障害福祉サービスを提供するうえで知りえた契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず契約者に係る他の相談支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得たうえで、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の事業所利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、指定居宅サービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者およびサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者およびその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

- 1 契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることはできません。
 - 一 決められた場所以外での喫煙
 - 二 サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動などを行うこと
 - 三 その他決められた（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など）以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく指定居宅サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者が、障害福祉サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した障害福祉サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰さない事由により障害福祉サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、すでに実施した障害福祉サービスについては所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了にともなう援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供する障害福祉サービスを利用することができるものとする。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 障害支援区分の認定により契約者の心身状況が非該当と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所の滅失や重大な毀損により、障害福祉サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が障害者総合支援法に基づく短期入所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 六 第19条から21条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 契約者が入院した場合
 - 二 契約者に係るサービス等利用計画が変更された場合

第20条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 介護給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - 二 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
 - 三 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく、本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
 - 四 事業者もしくはサービス従業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

- 五 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 六 他の利用者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による、第8条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 契約者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従業者および従業員もしくは他の利用者等の財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 契約者の行動が他の利用者やサービス従業者および従業員の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条（精算）

- 1 第18条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施された障害福祉サービスに対する利用料金支払い義務および第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から一週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

第七章 その他

第23条（代理人の指定）

- 1 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族もしくは成年後見制度で定められた下記の者を代理人と定め、本契約における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することをあらかじめ同意します。

記

- ・氏名
- ・続柄
- ・住所
- ・連絡先

第24条（苦情対応）

- 1 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくはその家族等と誠意をもって協議するものとします。

（付 則）

この事項は、平成30年7月1日から施行する。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

○契約者

氏 名 印
住 所
連 絡 先

契約者は、署名ができないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

○署名代行者

氏 名 印
続 柄
住 所
連 絡 先

○事業者

事業者名 社会福祉法人聖隷福祉事業団
代表者氏名 理事長 青木 善治 印
住 所 静岡県浜松市中央元城町218番26
事業所名 浦安愛光園ショートステイ
(指定短期入所事業)